注意事項

1　［略］

2　法第７条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第10条第４項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。　□

3　［略］

4　規則第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。　□

5　株式の払込みの期日において規則第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第10条第１項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。　□

6～10　［略］

［略］

様式第３

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第10条第４項の規定に係る確認書
（エンジェル税制事前確認書）

［略］

年　月　日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第10条第１項の規定に基づき確認します。

［略］

1　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第９条第１号に該当すること。

(1)～(5)　［略］

注意事項

1　［略］

2　法第７条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第４条第４項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。　□

3　［略］

4　規則第３条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。　□

5　株式の払込みの期日において規則第３条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第４条第１項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。　□

6～10　［略］

［略］

様式第２

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第４条第４項の規定に係る確認書
（エンジェル税制事前確認書）

［略］

年　月　日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第４条第１項の規定に基づき確認します。

［略］

1　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第３条第１号に該当すること。

(1)～(5)　［略］

2　規則第９条第２号から第６号までに該当すること。

［略］

3　規則第11条第１項各号のいずれかに該当すること（申請者が第11条第１項各号のいずれかに該当することを証する場合に記載する。）

(1)・(2)　［略］

(3)　株式の払込みの期日において規則第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、中小企業等経営強化法第７条の確認（エンジェル税制の確認）を受けられないことがあります。

(4)・(5)　［略］

［略］

注意事項

1・2　［略］

3　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他この確認書の申請が行われた日の属する事業年度においてこの確認書が不要になったときは、直ちにこの確認書を都道府県知事に返納すること。

4　株式の払込みの期日において規則第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。

5～7　［略］

［略］

2　規則第３条第２号から第６号までに該当すること。

［略］

3　規則第４条の２第１項各号のいずれかに該当すること（申請者が第４条の２第１項各号のいずれかに該当することを証する場合に記載する。）

(1)・(2)　［略］

(3)　株式の払込みの期日において規則第３条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、中小企業等経営強化法第７条の確認（エンジェル税制の確認）を受けられないことがあります。

(4)・(5)　［略］

［略］

注意事項

1・2　［略］

3　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第３条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他この確認書の申請が行われた日の属する事業年度においてこの確認書が不要になったときは、直ちにこの確認書を都道府県知事に返納すること。

4　株式の払込みの期日において規則第３条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。

5～7　［略］

［略］